

答 申 情 第 3 1 号

平成25年5月28日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 市 川 正 人

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第17条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成24年10月29日付け都住政第580号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

公文書の存否について当時の担当者に確認しないことの根拠となる法令規則等の不存在による非公開決定についての異議申立てに対する決定（諮問情第54号）

1 審査会の結論

実施機関が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成24年10月2日付けで、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、次の内容の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

請求内容 平成24年9月4日付けの不存在による非公開決定処分は、京都市特定優良賃貸住宅特定団地A及びBに利子補給が行われているが、利子補給の地方自治法第232条の3に規定される支出負担行為書（計4通）、地方自治法第232条の2に規定される公益性が担保される文書（計2通）が不存在であるとの内容である。この6通の不存在文書の存否について当時の担当者に確認することをしない理由は「所管の判断」であるとのことだが、その所管の判断の根拠となる法令規則或いはそれ以外の何等かの規程が記載された文書。

- (2) 実施機関は、本件請求に対し、「申入れに対してどう対応するかが定められた規程等はなく、請求に係る公文書を作成又は取得していないため」との理由を付し、不存在による非公開決定（以下「本件処分」という。）をし、平成24年10月17日付けで異議申立人に通知した。
- (3) 異議申立人は、平成24年10月17日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、異議申立てを行った。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

不存在による非公開決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、次のとおりであると認められる。

実施機関においては、京都市事務分掌規則に基づき事務を所管しており、本件、特定優良賃貸住宅に係る公文書公開請求についても、その事務の現在の所管課において担当する

こととしている。市民から所管事務に係る要望や申入れが行われた場合の対応は、その要望や申入れの内容や状況に応じて様々であり、一律の対応を行うということとはできない。この対応に当たり、前任者等に確認を行う必要があるか否かについても、当該案件の状況に応じ、現在当該事務を担当している所管課において判断を行うべきことである。

したがって、本件請求内容にあるような所管の判断の根拠を定めた規程等は存在しない。

なお、異議申立人の指摘する不存在による非公開決定処分については、いずれも現在当該事務を担当している職員で判断が可能であり、異議申立人が主張する前任者への確認は不要である。

5 異議申立人の主張

異議申立書、意見書及び口頭意見陳述によると、異議申立人の本件処分に関する主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 当時の担当職員が在籍中であるにもかかわらず、所管が本件の公文書の存否と所在の問い合わせを行わず、税の用途を明確になさない、その根拠となる公文書を請求するものであり、公文書を保有していない理由は根拠がない。
- (2) 「不存在による非公開決定処分については、いずれも現在当該事務を担当している職員で判断が可能であり、前任者への確認は不要である」とするが、これまでの不存在による非公開決定通知書全てについて、実施機関の名称は京都市長門川大作であり、押印は「都市計画局京都市長住宅政策課専用印」である。
- (3) 地方自治法第173条に「事務吏員は上司の命を受け事務を掌る」とある。担当職員で判断が可能であっても担当職員には決定権命令権限がない。権限を持たない職員の判断は責任が伴わない。所管の決定権命令権限は住宅室長にある。従って、所管の職務上の判断及びその判断の最終責任は住宅室長にある。
- (4) 補助の支出の違法性が問われる問題にあつて、責任の所在を所管の最終責任者である住宅室長から担当職員にすり替える等の行為はもつてのほかである。

異議申立人が求めるのは、所管の最終責任者である住宅室長の判断ではなく、請求公文書の存在である。
- (5) 前任者への確認が不要であるとされるのであれば、当該団地の戻り住戸への利子補給金補助の用途（範囲を含む）を特定し、補助の審査及び現地調査等が記載された公文書を示すべきである。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 実施機関は、市民から所管事務に係る要望や申入れが行われた場合の対応に当たり、前任者等に確認を行う必要があるか否かについては、当該案件の状況に応じ、現在当該事務を担当している所管課において判断を行うべきことであり、本件請求内容にあるような所管の判断の根拠を定めた規程等は存在しないと主張する。

(2) 一般に、人事異動が行われた場合、前任者から後任者に事務の引継ぎが行われる。その後、後任者が不明な点があれば前任者に問合せを行うことは、通常あり得る行為であるが、それは、所管課がそれぞれの事務の性質に即してその都度判断していることであり、事務を円滑に行うために事実上行われているものであると考えられる。

当審査会としては、本件請求内容の事案については、行政の通常の事務執行であると考えられ、前任者へ確認を行うかどうかについては行政機関の中で当該事務を担当する所管課の判断する事項であり、個々に規定されたものはないという実施機関の主張に特段不自然な点があると判断することはできない。

(3) なお、当審査会は、条例に基づく公開決定等に係る異議申立てについて、実施機関の諮問に基づき、調査・審議を行う機関であり、本件異議申立てに即して言えば、対象公文書が存在していないとする実施機関の説明が合理的であるか、その説明が不合理であり請求に係る公文書が存在するはずであるかを判断する場である。

したがって、異議申立人の主張の中にある、実施機関の業務の責任の所在に関する問題は、本件異議申立てで争うべき事項ではなく、当審査会では検討を行わない。

(4) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成24年	7月	5日	諮問
	8月	3日	実施機関からの理由説明書の提出
	9月	4日	異議申立人からの意見書の提出
	12月	25日	実施機関の職員の理由説明（平成24年度第8回会議）
平成25年	1月	28日	異議申立人からの口頭意見陳述（平成24年度第9回会議）
	2月	28日	審議（平成24年度第10回会議）
	5月	28日	審議（平成25年度第2回会議）

- 2 本件諮問について調査及び審議を行った部会
第2部会（部会長 市川 喜崇）